

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
後期高齢者医療保険料の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）に規定する私立保育園の利用者負担額（保育料）の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
草津市告示第114号		(令和5年3月31日掲示済み)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。		正する要綱を次のとおり制定する。
令和5年3月31日		令和5年3月31日
草津市長 橋川 渉		草津市長 橋川 渉
1 指定納付受託者の名称および所在地 名 称 株式会社エフレジ 所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号グラ ンフロント大阪タワーA		草津市人間ドック等検診助成金交付要綱の一部 を改正する要綱
2 納入義務者から委託を受ける歳入 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4 号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料 (インターネットによる交付の申請および手数料 の納付がなされるものに限る。)		草津市人間ドック等検診助成金交付要綱（平成4年 草津市告示第108号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「専門医の診察を実施する」を削 り、「中心として、その他関連する検査等を行 う」を「実施し、その結果を判定する」に改める。 第6条を次のように改める。 (交付申請書)
3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		第6条 申請者は、草津市人間ドック等検診助成金交 付申請書兼請求書（別記様式第2号）に、次に掲げ る書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 人間ドック等検診計画書（別記様式第1号）の 写し (2) 領収書 (3) 検診結果票 (4) その他市長が必要と認める書類
(令和5年3月31日掲示済み)		第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8 条とし、第10条を削り、第11条を第9条とする。 別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、「印」お よび「㊞」を削る。 別記様式第2号および別記様式第3号を削る。 別記様式第4号を次のように改め、同様式を別記様 式第2号とする。
草津市告示第115号 草津市人間ドック等検診助成金交付要綱の一部を改		

様式第2号（第6条関係）

草津市長 宛

年 月 日

申請者 住所 草津市
氏名 印
電話

草津市人間ドック等検診助成金交付申請書兼請求書

草津市人間ドック等検診助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申
請します。

記

関係書類

- 1 人間ドック等検診計画書（別記様式第1号）の写し
- 2 取扱書
- 3 検診結果票
- 4 記載済質問票

〔領収書返却 不要・必要（該当項目を○で囲んでください）〕

金 円

払渡希望 金融機関	銀行 農協 信用金庫	支店 代理店（普通・当座 出張所）	口座番号
	ふりがな		
預金名義人			

申請者以外の口座に振り込む場合は、下記に御記入ください。

委任状

代理人 住所

氏名

㊞

人間ドック検診に係る助成金の受領を上記代理人に委任します。

申請者 住所

氏名

㊞

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市人間
ドック等検診助成金交付要綱に規定する様式による
用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用するこ
とができる。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第116号

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱

の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和58年草津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「
氏名」
」を

「
氏名」
」に

改め、「被保険者証等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、」および「添えて」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市重度
心身障害老人等福祉助成費助成要綱に規定する様式
による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用
することができる。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第117号

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要
綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実
施要綱の一部を改正する要綱

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要
綱（平成17年草津市告示第144号）の一部を次のよう
に改正する。

- 別記様式第3号その1および別記様式第3号その2
中「被保険者証等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、」および「添えて」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第118号

草津市障害者等相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市障害者等相談支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者等相談支援事業実施要綱（平成18年草津市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「相談支援事業」という。）」を「（以下「障害者等相談支援事業」という。）および第77条の2第1項の事業（以下「障害者等相談支援強化事業」という。）」に改める。

第2条第2項中「実施する」の右に「ことができる」を加える。

第3条の見出し中「相談支援事業」を「事業」に改め、同条各号列記以外の部分中「相談支援事業」を「障害者等相談支援事業」に改め、同条第7号中「草津市自立支援協議会」の右に「（以下「協議会」という。）の運営協力」を加え、同条に次の1項を加える。

2 障害者等相談支援強化事業の内容は、前項の事業等を円滑に実施するため特に必要と認められる能力を有する専門的職員の基幹相談支援センターへの配置および次に掲げる事項の実施、相談、情報の提供、助言または援助とする。

- (1) 総合的、専門的な相談支援
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 協議会の運営
- (4) 社会資源の活用支援

- (5) 権利擁護、虐待の防止
- (6) 地域移行、地域定着の促進の取組
- (7) 地域生活支援拠点等事業
- (8) その他市長が必要と認める支援

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第119号

草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱（平成5年草津市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「4.5円」を「5円」に改める。

別記様式第1号中「登録番号 NO.」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後の登録の申請に係る奨励金について適用し、改正前の草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱第6条の規定による登録の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第120号

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（昭和61年草津市告示第64号）の一部を次のように改正する。

「12,000円」を「30,000円」に改める。

付 則

（施行規則）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱別記様式第1号および別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和5年3月31日掲示済み）

草津市告示第122号

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市男女共同参画推進本部設置要綱（平成9年草津市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「推進」を「取組」に改め、同条第2号中「計画の実施における関係部局間の」を「男女共同参画の推進に関する部局間の連携、」に改める。

第3条の見出し中「構成」を「構成および職務」に

改め、同条第3項中「総合政策部長」を「他の副市長および教育長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

第3条に次の3項を加える。

5 本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が第3項に掲げる順序により本部長の職務を行う。

6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、総合政策部長が本部長の職務を行う。

7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（幹事会）

第5条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で構成する。

3 幹事長は、総合政策部副部長（総括）をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長が指名する。

5 幹事は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員（前項の規定により副幹事長に指名された者を除く。）をもって充てる。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、または欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を行う。

8 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。

9 その他幹事会について必要な事項は、本部長が別に定める。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

第10条第1号中「運営について」を「運営について」に改め、同条を第7条とする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日掲示済み）

草津市告示第123号

草津市「人権・同和問題」に関する市民意識調査検討会開催要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市「人権・同和問題」に関する市民意識調査検討会開催要綱

(目的)

第1条 草津市「人権・同和問題」に関する市民意識調査検討会（以下「検討会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津市「人権・同和問題」に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）について、調査内容の検討および調査結果の意見交換を行うことで、本市における人権教育・啓発活動の基礎資料として活用することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 調査内容の検討

(2) 調査結果の意見交換

(組織)

第3条 検討会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関・団体の推薦を受ける者

(3) 関係行政機関・教育機関の職員

(4) 公募市民

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 検討会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の進行は、委員長が行う。

3 委員長は、会議に欠席する委員に対して、書面で

意見を求めることができる。

4 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総合政策部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示124号

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱（平成26年草津市告示第80号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市告示第129号

草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川渉

草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、草津市における計画相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援を提供するために実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市計画相談支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象となる者は、草津市内に事業所を置く指定特定相談支援事業所で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 草津市が援護主体である計画相談支援（障害児相談支援の利用児童および県外の入所施設またはグループホームの入居者を除く。）の契約件数が全体の50%以上を占めていること。
- (2) 有資格者の常勤かつ専従の相談員（精神保健福祉士、保健師、社会福祉士、介護支援専門員または相談支援専門員のいずれかの資格を有する者）を5名以上配置していること。また、常勤かつ専従の相談員を合計9名以上配置するよう努めること。
- (3) 草津市における中核的な役割を担う事業所として、市長が別に定める要件を満たしていること。
- (4) 申請日の属する年度において、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費および補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助対象経費の上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、相談員の配置に要する費用は9名分、事務補助員の配置に要する費用は1名分を申請の上限とする。

2 補助金の額は、補助対象経費から市長が別に定める給付費計算書によって求めた額を除いた額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定にかかわらず、草津市計画相談支援

事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 草津市計画相談支援事業（現況・変更・実績）報告書（別記様式第2号）
- (2) 草津市計画相談支援事業費補助金交付申請額計算書（別記様式第3号）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、その決定の内容を草津市指定特定相談支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の額の変更）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による通知を受領した後に補助金の額を変更すべき事由があった場合は、規則第7条の規定にかかわらず、草津市計画相談支援事業費補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 草津市計画相談支援事業（現況・変更・実績）報告書（別記様式第2号）
- (2) 草津市計画相談支援事業費補助金変更交付申請額計算書（別記様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、補助金の額を変更することができるものとし、草津市計画相談支援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知する。

3 前項の規定により補助金の額が変更された場合は、交付決定者は、既に受領した補助金および変更後の補助金の額の差額を請求または返還するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、規則第13条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 草津市計画相談支援（現況・変更・実績）事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 草津市計画相談支援事業費補助金精算書（別記

様式第8号)

(3) 事業実施概要報告書

(4) 収支決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、規則第14条の規定にかかわらず、速やかにその内容を審査したうえで補助金の額を確定し、草津市計画相談支援事業費補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、規則第16条第2項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、草津市計画相談支援事業費補助金交付請求書（別記様式第10号）により請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、交付決定者が第2条の要件を満たさないことが判明したときは、規則第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、草津市計画相談支援事業費補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知し、草津市計画相談支援事業費補助金返還請求書（別記様式第12号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

補助対象経費	上限額
相談員の配置に要する費用 (報酬、共済費、手当)	39,605千円
事務補助員の配置に要する費用 (賃金、共済費、手当)	2,109千円
事業の実施に必要であると市長が認める事務費 (旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料および賃借料等)	4,500千円

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

草津市計画相談支援事業費補助金交付申請書

草津市計画相談支援事業費補助金の交付について、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係種類を添えて申請します。

申請額 円

（関係書類）

- 1 計画相談支援事業現況届出書（様式第2号）
- 2 助成対象経費計算書（様式第3号）
- 3 事業計画書
- 4 収支予算書
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条第1号、第6条第1項第1号、第7条第1項第1号関係）

草津市計画相談支援事業（現況・変更・実績）報告書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地

法人名

代表者

印

年 月 日時点における計画相談支援事業について報告します。

記

申請者	フリガナ	法人人名		(〒一)		
	フリガナ	事業所名		(〒一)		
	事業所の所在地	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ	氏 名	
	代表者の住所	(〒一)				
	指定特記事項					指定番号
	事業所番号					指定年月日
草津市が接護主体である計画相談支援の契約者数						
名 内訳	身体	名 知的	名 精神	名 その他	名	
配置している相談員の状況 (資格欄には精神保健福祉士、保健師、社会福祉士、介護支援専門員または相談支援専門員を記載)						
氏名	資格名および勤務体系	氏名	資格名	資格名	資格名	
1	常勤・非常勤 専従・兼務	2	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	
3	常勤・非常勤 専従・兼務	4	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	
5	常勤・非常勤 専従・兼務	6	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	
7	常勤・非常勤 専従・兼務	8	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	
9	常勤・非常勤 専従・兼務	10	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	常勤・非常勤 専従・兼務	

（備考）

1 契約者の内訳について、重複障害の場合は身体、知的、精神の優先順位で記載してください。

2 資格について、確認できる書類を添付ください（既に提出済で変更のない場合は提出不要）。

3 勤務体系について、該当する箇所に○を付けてください。

様式第3号(第4条第2号関係)

草津市計画相談事業費補助金 交付申請額計算書

事業所名:

1. 補助対象経費について				(単位:円)	
相談員の配置に要する費用	事務補助員の配置に要する費用	事業の実施に必要な事務費	合計	対象経費の支出予定額	基準額
相談員の配置に要する費用			A	39,605,000	(A + B + サブが少なむ方の額)
事務補助員の配置に要する費用				2,169,000	
事業の実施に必要な事務費				4,500,000	
合計				46,274,000	

(記入要領)
1 事業の実施に要する費用 および 事務補助員の配置に要する費用 のA欄については、別添1により内訳を作成し、その合計額を記載すること。
2 事業の実施に要する事務費 のA欄については、別添2により内訳を作成し、その合計額を記載すること。

2. 交付申請額について

2. 交付申請額について			(単位:円)	
交付申請額	補助対象経費合計額	給付費計算書によつて 求めた額	交付申請額 (D-E)	F
			E	

(記入要領)
1 D欄については、補助対象経費の「合計」のC欄の額を記載すること。
2 E欄については、別添給付申請書によつて求めた額を記載し、また、給付費計算書を添付すること。
3 F欄はD欄と様式第2号の交付申請額が一致すること。

別添2

事業所名:
補助対象経費 内訳書
(事業の実施に必要な事務費)

科 目	金額(円)	積算
旅費		
需用費	消耗品費 燃料費	
役務費	通信運搬費 手数料	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	
合計		

(記入要領)
1 各費用は必要な費目ごとに細分化して記載すること。

別添1

事業所名:

補助対象経費 内訳書
(相談員および事務補助員の配置に要する費用)

1. 相談員の配置に要する費用

相談員名	職員給与(円)	共済費(円)	諸手当(円)
費目合計			
総合計			

2. 事務補助員の配置に要する費用

事務補助員名	賃金(円)	共済費(円)	諸手当(円)
費目合計			

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日
号

様

草津市長

草津市計画相談支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市計画相談支援事業費補助金については、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助基本額 金	円
交付決定額 金	円

